

特殊詐欺事件の発生について

1 認知日

令和8年5月8日（金）

2 発生日

令和7年5月ころから令和8年3月25日（水）までの間

3 被害額

現金 2,000万円

4 被害者

橋本市内に居住する80代の女性

5 状況

令和7年5月ころ、被害者が株取引に関するサイトを閲覧していたところ、被害者が使用するSNSにアカウントが追加されました。

前記アカウントからは、「米国株の取引でお金を稼ぎます。」などとのメッセージが送信され、指定されたサイトに登録するように指示されたため、被害者は同サイトに登録しました。

次に、被害者は前記アカウントからSNSのグループに招待されましたが、そのグループ内では、前記サイト内での株の購入を指示され、さらに、指示どおりに株を購入したという人から実際に利益が出ているとのメッセージも投稿されていました。

被害者は、前記サイト内で指示どおり株を取引すればお金を稼ぐことができると信じ、前記アカウントに株取引を始めたいと伝え、同アカウントに指示されるとおりに、令和8年1月20日、自宅に来た男に現金500万円を手渡しました。

すると、前記サイトに500万円の入金反映され、その後、同サイト内の金額が増えていったことから、被害者は前記アカウントにさらに入金したいと伝え、同アカウントに指示されるとおりに、株式購入資金の名目で、2月5日に400万円、3月5日に600万円、3月25日に500万円を、それぞれ自宅に来た男に手渡しました。

しかし、前記サイトに突然アクセスできなくなったことから、被害者は、詐欺の被害に遭っていたことに気づき、本日、当署に届け出たものです。

6 その他

詐欺電話の遮断には「国際電話利用休止申込み」や「警察庁推奨アプリ」の利用が大変効果的です。

詳しくは「#みんとめ」を検索、または最寄りの警察署にお問い合わせください。

万が一、知らない番号から電話を受けた場合はすぐに通話を切り、相談無料の

『ちょっと確認電話』 0120-508（これは）-878（わなや）

に確認してください。